

平成30年度 子ども・子育て支援事業計画（重点施策）事業評価について

資料4

★法定事業

項目	方向性	成果評価	項目	重点事業名	達成度
(1) 安心して子育てができる地域づくり	<p>近年、都市化、核家族化等を含む地域・生活環境、社会環境の変化、及び雇用環境の変化等、安心して子育てしにくい状況があります。子育て不安の緩和や負担感の軽減を図るとともに、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことが重要です。</p> <p>身近な地域において子育て支援に関わる支援者、保護者を含む団体、関係機関はもちろん、企業を含む地域社会全体が一体となった連携体制を充実強化させ、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくことが必要です。</p> <p>保護者自身が地域社会に参加していく意識を醸成するとともに、すべての子どもと子育て家庭が、地域で、のびのびと安心して、健やかに暮らせるような地域づくりをめざします。</p>	<p>成果指標： H29 小学校区単位の取り組み実施 H30 小学校区単位の取り組みの拡大 H31 行政、地域、企業が連携した子育て支援の取り組み</p> <p>●配偶者・親族、友人・知人以外に子育ての悩み相談する人の割合 H25年ニーズ調査 ～22.1% → H31年 ～30.0%</p> <p>※ニーズ調査の「子育てサービスの利用意向」が13.0～47.0%。平均30.0%程度と考え、その人が気軽に相談できることを指標とする</p> <p>妊娠期の方から子育て期の方までの総合相談窓口である「子育て世代包括支援センター」での各種相談件数が増加し、身近な相談窓口として役割が大きくなっている。</p> <p>また、親子プレイステーションが老蘇学区でも始まるなど、各小学校区でも、地域のつながりを大切にしながら、様々な子育て支援が開かれている。</p> <p>情報提供の分野では、子育て情報アプリハチピーの運用を平成31年3月にスタートし、子育てに関するイベント情報や施設情報の提供はもちろん、予防接種スケジュールや子育て日記などの便利な機能で子育て家庭支援の充実を図った。</p> <p>さらに、赤ちゃんの駅事業に参加する施設を増やすことで、企業や事業所との連携についても拡充を図った。</p>	I-1	★利用者支援事業	A
			I-1	★地域子育て支援拠点事業	A
			I-1	自治会館の利用促進	B
			I-4	子育てトータルサポート体制の構築	A
			I-4	庁内体制の構築	A
			IV-2	赤ちゃんの駅事業	A
(2) 教育・保育の充実にむけた取り組みの推進	<p>子育ての第一義的責任を有している保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、しっかりとした愛着形成、より良い親子関係を形成していくことが、子どものより良い育ちを実現することになります。そのためには、男女がともに子どもの健やかな育ちと子育てにおいて役割を果たすことが重要です。</p> <p>男女がともに仕事と子育ての役割を果たすためには、仕事と生活の両立を支援するとともに、出産・子育てを支える様々な教育・保育に関する支援が必要であり、多様化する就労形態やニーズに対応した体制を整備していくことが求められています。</p>	<p>成果指標： H29 放課後子ども総合プランの策定に向けての取り組み実施 H30 学童期の放課後の居場所・支援のあり方を検討 H31 多様なニーズに即した支援の拡充</p> <p>●父母ともに子育てをしている家庭の割合 H25年ニーズ調査 50.9% → H31年 60.0%</p> <p>※2割程度の増加をめざす。ひとり親家庭は3%前後</p> <p>乳幼児期の取り組みについて、新たな保育園と認定こども園を開設することにより、待機児童の解消に向けた取り組みを実施した。また、就職フェアを開催し、保育士などの確保の面からも待機児童解消を目指した。</p> <p>学童期の居場所づくりについては、放課後児童クラブの開所により拡充することができた。今後は放課後子ども教室も含め、全ての就学児童に対して、放課後の居場所を提供するための総合プラン策定に取り組む必要がある。</p> <p>また、固定的性別意識の解消やワークライフバランス、ライフデザインに関する研修の機会を提供した。社会全体で性別にとらわれず、仕事と生活の両立を推進していくため、引き続き、市民・企業に対する学習機会の提供を図る必要がある。</p>	I-2	★教育・保育事業 (保育所等の体制整備)	A
			I-2	★保育士等の確保	A
			I-3	放課後子ども総合プラン	B
			I-3	放課後子ども教室	A
			I-3	★放課後児童健全育成事業	A
			III-2	幼保小職員の合同研修の充実	A
			III-2	効果的な研修システムの構築	B
			V-1	事業者への啓発	A
			V-1	学習機会や情報の提供	A
			V-2	優良企業の取り組み紹介	B

<p>(3) 社会的援助を必要とする子ども・家庭に対する取り組みの推進</p>	<p>一人ひとりの人権が守られ、すべての子どもにとって最善の利益が実現される社会を構築するためには、児童虐待を受けた児童、障がい児、ひとり親家庭、外国人住民等、社会的援助を必要とする子どもとその家庭に対して、関係機関が連携して、ライフステージに応じた切れ目ない専門的な支援を強化することが必要です。</p> <p>一方、すべての子どもと家族が地域で安心して暮らしていくためには、社会的援助の有無に分断された取り組みではなく、身近な地域の場において支えあう体制と、一人ひとりの違いを認め合う意識の醸成が欠かせません。そのため、身近な支援者に対して専門的なサポートを行い、身近な場で、いつでも、誰でも、気兼ねなく相談できる体制づくりをめざします。</p>	<p>成果指標： H29 妊娠期～子育て期の専門支援体制の強化 H30 地域社会全体での支援体制の強化 H31 切れ目ない支援の実施</p>	II-1	★	妊婦健康診査	A
		●子育てしやすい環境であると肯定的な評価をする人の割合 H25年二歳調査 57.0% → H31年 65.0%	II-1	★	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	A
		※2割程度の増加をめざす。	II-1	★	養育支援家庭訪問事業	A
		<p>子育て世代包括支援センターでの相談支援や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診事業などとおし、社会的援助を必要とする子どもとその家族を早期に把握し、必要に応じて関係機関との支援を実施した。</p> <p>子どもの虐待防止については、要保護児童対策地域協議会を通じて、多機関が連携し、虐待の未然防止、重症化予防、早期発見に繋げる取り組みを進めた。子どもの虐待は、様々な背景・要因が複合的に重なることにより発生すること多く、また家庭内で起こることにより発見や対応が難しいため、地域社会全体の意識向上や地域で見守る体制づくりが不可欠である。</p> <p>障がい児に対する支援としては、保育所等訪問支援事業、児童発達支援事業、障がい児相談支援事業などとおして、支援を必要とする対象児に必要な支援を早期に提供するための取り組みを進めた。またペアレントプログラムやペアレントメンター養成講座などを通じ、障がい児の親に対する支援も展開した。</p>	II-1		周産期医療ネットワークの整備	A
			II-1		産婦人科医院との連携強化	A
			II-1		産前産後サポート事業	A
			II-1		不妊治療への支援	A
			VI-1	★	近江八幡市要保護児童対策地域協議会	A
			VI-1	★	養育支援訪問事業 (育児家事援助)	A
			VI-1	★	子ども家庭相談室事業	A
			VI-3		児童発達支援事業の充実	A
			VI-3		保育所等訪問支援事業の実施	A
			VI-3		放課後等デイサービス事業の開設促進	A
		VI-3		ペアレント・トレーニング養成講座、 ペアレント・メンター養成講座	A	
VI-3		障がい児相談支援事業の実施	A			